

# 有床義歯料金

## ◇クラスプ、バー他

			製作技術料	材料料	70%	
M020	鑄	子	14 K 金 合 金	260点	1,649点	182点
			金銀パラジウム合金	260	894	182
			コバルトクロム合金	260	5	182
		鉤	14 K 金 合 金	260	1,341	182
			金銀パラジウム合金	260	699	182
			コバルトクロム合金	260	5	182
	造	二腕鉤	14 K 金 合 金	240	1,341	168
			金銀パラジウム合金	240	614	168
			コバルトクロム合金	240	5	168
		犬小臼歯	14 K 金 合 金	240	1,030	168
			金銀パラジウム合金	240	534	168
			コバルトクロム合金	240	5	168
	鉤	前(切歯)	14 K 金 合 金	240	793	168
			金銀パラジウム合金	240	495	168
			コバルトクロム合金	240	5	168
	M021	線	双子鉤	14 K 金 合 金	227	780
不 銹・特 殊 鋼				227	6	159
二腕鉤(レスト付き)			14 K 金 合 金	159	603	111
			不 銹・特 殊 鋼	159	6	111
M021-2	コン	※1	前 歯	246	248	172
			犬 歯・小 白 歯	246	267	172
			大 白 歯	246	307	172
		※2	前 歯	246	30	172
			犬 歯・小 白 歯	246	30	172
			大 白 歯	246	30	172
M021-3	磁性アタッチメント	キーパー付根面板を用いる場合	550	※	385	
		※材料とキーパー料の合計により算定する ・金銀パラジウム合金 大白歯 614点 前歯・小白歯 449点 ・銀行金 大白歯 614点 前歯・小白歯 449点 ・キーパー 233点				
M022	間	接 支 台 装 置	111	-	78	
M023	鑄	造	金銀パラジウム合金	458	1,434	321
			コバルトクロム合金	458	18	321
	屈	曲	不 銹・特 殊 鋼	268	30	188
			保 持 装 置	62	-	43

## ◇熱可塑性樹脂有床義歯

			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局	1 歯 ~ 4 歯	624点	37点	437点
			5 歯 ~ 8 歯	767	37	537
			9 歯 ~ 11 歯	1,042	37	729
			12 歯 ~ 14 歯	1,502	37	1,051
	上	義	総 義 歯	2,500	37	1,750

## ◇有床義歯(レジン床)

			製作技術料	材料料	70%	
M018	仕	局	1 歯 ~ 4 歯	624点	2点	437点
			5 歯 ~ 8 歯	767	3	537
			9 歯 ~ 11 歯	1,042	5	729
			12 歯 ~ 14 歯	1,502	7	1,051
	上	義	総 義 歯	2,420	10	1,694

## ◇乳歯冠・小児保険装置

			製作技術料	材料料	70%
M016	乳 歯 冠	1 乳歯金属冠の場合	200点	30点	140点
		2 その他の場合	390	1	273
M016-2	小 児 保 険 装 置		600	-	420
M016-3	既 製 金 属 冠		200	29	140

※乳歯に対してジャケット冠を装着する場合。人工歯料を別に算定。

## ◇その他

			製作技術料	材料料	70%
M026	補	綴 隙	65点	1点	46点

## ◇修 理

			製作技術料	材料料	70%
M029	有 床 義 歯 修 理		260点	1点	182点

## ◇有床義歯内面適合法

			製作技術料	材料料	70%
M030	軟質素材を用いる場合		1,200点	※	840点
	※シリコン系 166点、アクリル系 99点				

## ◇人工歯科

材料	部 位	前 歯 部		白 歯 部	
		両 側	片 側	両 側	片 側
M014	レジン歯	24点	124点	24点	12点
M017	スルフォン樹脂				
M018	レジン歯	62	31	87	43
M019	硬質レジン歯	58	29	73	37
	陶 歯	187	94	101	51

## 歯科診療報酬点数表

### 第 12 部 歯冠修復及び欠損補綴

#### 通 則

5. 歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね 100 分の 30 である。

この分析表は、上記通則 5 に基づき、製作技工に要する費用の割合を 70% とした場合の点数を算出したものである。

- 注 1. %は製作技術料についてのもので少数第 1 位で四捨五入した。
- 注 2. 材料料とは特定保険医療材料のことである。
- 注 3. 1 点は 10 円であり、材料料を加算したものが合計請求額となる。

## 点数分析表(参考)

2024 年(令和 6 年) 6 月 1 日実施  
公益社団法人 日本歯科技工士会